

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	包括的かつ一元的な食品表示制度の創設	府省名	消費者庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	食品表示法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし				
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし				
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし				
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし				
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input checked="" type="checkbox"/> 比較なし				
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし				

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の必要性を示す前提となる現状分析に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の必要性を示す前提となる現状分析について、「違反した事業者に対する表示是正のための措置として、是正措置を定めるとともに、調査の効率化や適正な表示制度の運用に資するため、調査権限の強化を行う必要がある」と記載していますが、その根拠となるデータ（例えば、JAS法に基づく是正指示の件数、命令の件数、罰則を適用した件数、食品衛生法に基づく回収命令の件数等）を御教示ください。

○ 消費者庁の説明

JAS法に基づく是正指示の件数、命令の件数、罰則の件数：別添参照（平成22年9月～平成24年度は消費者庁、農林水産省所管。それ以前は農林水産省所管）

<参考> 別添（JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等）

http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/pdf/hinpyou_201211_0.pdf

食品衛生法に基づく回収命令件数：0件（平成22年9月～平成24年度）

なお、指示等に至らない軽微な違反事例は多数（指導件数：平成23年690件。別添参照）あり、こちらについては、行政指導等で対応している。

<参考>別添（JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する指示の実績）

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin895.pdf>

《行政費用に係る補足説明》

○ 当省の照会

行政費用（①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務）について、「特段の費用は生じないものと考えている」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、本件規制について、事業者及び消費者に対し、周知徹底するための費用が発生することが想定される。

○ 消費者庁の説明

現行制度においても、表示制度に改正があった場合には、通常業務の一環としてその周知業務を行ってきたところ。本法案成立においても、同様に周知業務を行うことを想定していることから、特段の費用は生じないものと考えている。

また、本法案成立により、これまで三法それぞれに基づく表示について実施されていた普及啓発が、本法に基づく表示の普及啓発に一本化されることとなり、効率的な普及啓発活動が可能となると考えられる。